

## ③定額部分の支給開始年齢の引上げ

- 平成13年度の減少については、13年度中に60歳に到達する男性（共済年金は男性と女性）から、特別支給の老齢・退職年金の定額部分の支給開始年齢が61歳に引き上げられており、13年度末ではそれらの者について定額部分のない報酬比例のみの年金となっていること

※平成14、15年度については、当該年度中に60歳に到達する男性（共済年金は男性と女性）の定額部分の支給開始年齢がそれぞれ61歳、62歳となっているが、年度末に60歳の者（厚生年金は男性のみ）について定額部分のない年金になっているという状況は13年度と同じであり、平均年金月額減少要因となっていない。

- 平成16年度の減少については、16年度中に61歳に到達する男性（共済年金は男性と女性）から、特別支給の老齢・退職年金の定額部分の支給開始年齢が62歳に引き上げられており、16年度末ではそれらの者について定額部分のない報酬比例のみの年金となっていること（14、15年度の状況とは異なり、61歳の者（厚生年金は男性のみ）についても新たに定額部分のない年金になった。）

※平成17年度及び共済年金各制度の18年度については、年度末に60歳、61歳の者（厚生年金は男性のみ）について定額部分のない年金になっているという状況は16年度と同じであり、平均年金月額減少要因となっていない。

- 厚生年金の平成18年度の減少については、18年度中に60歳に到達する女性から、特別支給の老齢・退職年金の定額部分の支給開始年齢が61歳に引き上げられており、18年度末ではそれらの者について定額部分のない報酬比例のみの年金となっていること

## 4 財政指標の現状及び推移

ここまで財政収支上の各項目について現状と推移をみてきたが、財政状況をより的確に把握するためには、各項目の動きを総合的に捉える必要がある。例えば、給付費の動きは、保険料収入や標準報酬総額の動きと併せてみる必要があるであろう。

年金数理部会では、従来より、制度の成熟度を表す年金扶養比率、総合費用率、独自給付費用率、収支状況を表す収支比率、積立状況を表す積立比率の5つの財政指標を作成し、財政状況把握の一助としているところである。また、平成14年度から、年金扶養比率を補完する指標として、年金種別費用率を作成している。

## (1) 財政指標の定義及び意味

## ○年金扶養比率

年金扶養比率は、「被保険者数」の「老齢・退年相当の老齢・退職年金受給権者数」に対する比であり、1人の老齢・退年相当の受給権者を何人の被保険者で支えているかを表す指標である。

$$\text{年金扶養比率} = \frac{\text{年度末被保険者数}}{\text{年度末老齢・退職年金受給権者数（老齢・退年相当）}}$$

年金扶養比率が高いということは、1人の老齢・退年相当の受給権者を支える被保険者数が多いことを意味する。

一般に、年金扶養比率は、年金制度の発足後しばらくは高く、やがて次第に低くなっていくという経過を辿る。最初のうちは、加入期間が長くて老齢・退年相当の扱いを受ける受給権者が被保険者に比べて少ないが、やがて時間が経つに連れ、加入期間の長い受給権者が相対的に増えてくる（溜まっていく）からである。この現象を年金制度の成熟化というが、年金扶養比率は、制度の成熟状況を人数ベースで表すものである。

また、賦課方式の考え方をとる年金制度にあっては、一般に、年金扶養比率が低いことは被保険者の負担が大きいことを、年金扶養比率が高いことは被保険者の負担が小さいことを意味する。

## ○総合費用率

総合費用率は、支出額のうち自前で財源を用意しなければならない分である「実質的な支出－国庫・公経済負担」を、標準報酬総額に対する百分比として捉えた指標である。

$$\text{総合費用率} = \frac{\text{実質的な支出－国庫・公経済負担}}{\text{標準報酬総額}} \times 100$$

ここで、実質的な支出とは、給付費、基礎年金拠出金などの支出項目の合計から、給付費の一部に充てられる基礎年金交付金、追加費用などの収入項目を控除して得られる額である<sup>注</sup>。「実質的な支出－国庫・公経済負担」は、保険料・積立金・運用収入で賄う必要のある支出額、言い換えると、制度が自前で財源を用意しなくてはならない支出額である。

注 具体的な算式は用語解説「実質的な支出」の項を参照のこと。

総合費用率は、自前で財源を用意しなければならない費用の水準を標準報酬総額に対する比で捉えたもので、年金財政を把握する上で基本的なものである。

また、総合費用率は、年金扶養比率の被保険者数を被保険者の標準報酬総額に、受給権者数を「実質的な支出－国庫・公経済負担」に置き換えたものとみれば、制度の成熟状況を金額ベースで表したものとと言える（ただし年金扶養比率とは逆に、制度の成熟と共に上昇する。）。

さらに総合費用率は、完全な賦課方式（積立金及びその運用収入がない）で財政運営を行う場合の保険料率に相当する。この意味で、総合費用率のことを純賦課保険料率ということもある。総合費用率と保険料率を比較すると、一般に、総合費用率が保険料率より低い場合には、保険料で当年度の費用を賄っていることを示している。一方、高い場合には、保険料を全て充てても不足する分について運用収入を充て、さらに不足する分がある場合には、積立金の取崩し等、他の方法も用いて賄っていることを示している。

なお、平成15年度より、保険料の賦課が「標準報酬月額ベース」から「総報酬ベース」に変更されている。このため、本稿では、特に断らない限り、平成14年度までは「標準報酬月額ベース」、平成15年度以降は「総報酬ベース」とした（独自給付費用率、基礎年金費用率、年金種別費用率も同様）。また、自営業者等を対象とする国民年金については、報酬概念がないことから総合費用率は作成されない。

## ○独自給付費用率、基礎年金費用率

総合費用率の計算式における分子「実質的な支出－国庫・公経済負担」を、基礎年金以外に関する支出（以下、独自給付に関する支出という）と基礎年金に関する支出に分けて考えてみる。

$$\begin{aligned} \text{独自給付に関する支出} &= \text{実質的な支出－国庫・公経済負担} \\ &\quad - \text{基礎年金拠出金（国庫・公経済負担分除く）}^{注} \end{aligned}$$

$$\text{基礎年金に関する支出} = \text{基礎年金拠出金（国庫・公経済負担分除く）}^{注}$$

注 基礎年金拠出金（国庫・公経済負担分除く）としているのは、国庫・公経済負担の中に基礎年金拠出金に係る国庫・公経済負担分が含まれているからである。

これらを、標準報酬総額に対する百分比として捉えた指標を、それぞれ独自給付費用率、基礎年金費用率という。

$$\text{独自給付費用率} = \frac{\text{実質的な支出－国庫・公経済負担－基礎年金拠出金（国庫・公経済負担分除く）}}{\text{標準報酬総額}} \times 100$$

$$\text{基礎年金費用率} = \frac{\text{基礎年金拠出金（国庫・公経済負担分除く）}}{\text{標準報酬総額}} \times 100$$

これらは、自前で用意しなければならない費用のうち、独自給付にかかる費用、基礎年金にかかる費用を、標準報酬総額に対する比で捉えたものである。

なお、定義より

$$\text{総合費用率} = \text{独自給付費用率} + \text{基礎年金費用率}$$

が成り立つ。

## ○収支比率

収支比率は、支出額のうち自前で財源を用意しなければならない分である「実質的な支出－国庫・公経済負担」を「保険料収入＋運用収入」に対する百分比で捉えた指標である。

$$\text{収支比率} = \frac{\text{実質的な支出－国庫・公経済負担}}{\text{保険料収入＋運用収入}} \times 100$$

収支比率が100%以下なら、自前で財源を用意しなければならない分を保険料収入と運用収入で賄えているが、100%を超えると、積立金の取崩し等、他の方法が必要な状況にある。

### ○積立比率

積立比率は、積立金が、支出額のうち自前で財源を用意しなければならない分の何年分に相当するかを表す指標であり、前年度末積立金の当該年度の「実質的な支出－国庫・公経済負担」に対する比である。

$$\text{積立比率} = \frac{\text{前年度末積立金}}{\text{実質的な支出－国庫・公経済負担}}$$

なお、積立比率に似た概念として、積立度合がある。積立度合は、前年度末に保有する積立金が、国庫・公経済負担や追加費用を含めた実質的な支出総額（＝実質的な支出＋追加費用）の何年分に相当しているかを表す指標であり、前年度末に保有する積立金が、実質的な支出のうち、保険料拠出によって賄う部分（国庫・公経済負担を除いた部分）の何年分に相当しているかを表す積立比率とは異なる。

$$\begin{aligned} \text{積立度合} &= \frac{\text{前年度末積立金}}{\text{実質的な支出} + \text{追加費用}} \\ &= \frac{\text{(積立比率の分子)}}{\text{(積立比率の分母)} + \text{国庫・公経済負担} + \text{追加費用}} \end{aligned}$$

積立比率は、積立金の水準を負担面から見る指標であるのに対し、積立度合は、積立金の水準を給付面から見る指標であると言える。本稿では、財政状況をみるという観点から、「法律によって手当てされることが定められている国庫・公経済負担や追加費用の影響を除き、その制度が自前で財源を調達している費用と比べて、どの程度積立金をもっているか」を示す積立比率で分析を行っている。

### ○年金種別費用率

前述の年金扶養比率は、人数を基準として成熟の度合を示す指標であり、その分子には「老齢・退年相当の受給権者数」を用いている。しかしながら、年金制度には、他にも通老・通退相当や遺族年金、障害年金があり、それらを受給している人数は年金扶養比率には反映されていない。このため、年金扶養比率を補完する指標として、次の年金種別費用率（老齢費用率、障害費用率、遺族費用率）を作成し、年金扶養比率をみる際にあわせて評価している。

$$\text{老齢費用率} = \frac{\text{「実質的な支出－国庫・公経済負担」のうち老齢給付に相当する額}}{\text{標準報酬総額}} \times 100$$

$$\text{障害費用率} = \frac{\text{「実質的な支出－国庫・公経済負担」のうち障害給付に相当する額}}{\text{標準報酬総額}} \times 100$$

$$\text{遺族費用率} = \frac{\text{「実質的な支出－国庫・公経済負担」のうち遺族給付に相当する額}}{\text{標準報酬総額}} \times 100$$

注 「実質的な支出－国庫・公経済負担」のうち拠出金に相当する分については、老齢給付に相当する額、障害給付に相当する額、遺族給付に相当する額のいずれにも含まれない。

年金種別費用率は、支出額のうち自前で財源を用意しなければならない分である「実質的な支出－国庫・公経済負担」のうち、各年金種別の給付（老齢給付、障害給付、遺族給付）に相当する額を、標準報酬総額に対する百分比として捉えた指標である。

なお、総合費用率と年金種別費用率には、以下のような関係がある。

総合費用率

$$= \text{老齢費用率} + \text{障害費用率} + \text{遺族費用率} + \text{その他(拠出金)の費用率}$$

(2) 年金扶養比率 ー高い私学共済、低い国共済、地共済。各制度とも低下ー

平成18年度末の年金扶養比率は、私学共済が4.88で最も高く、次いで厚生年金2.82、地共済1.89、国共済1.68の順となっている。また、国民年金については、分子に第1～3号被保険者数、分母に老齢基礎年金等受給権者数を用いて算出すると2.77である(図表2-4-1)。

年金扶養比率の高い私学共済は、成熟が厚生年金などに比べて進んでいない制度、逆に年金扶養比率の低い国共済、地共済は成熟が進んでいる制度といえる。

図表2-4-1 年金扶養比率 ー平成18年度末ー

区分	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金
	千人	千人	千人	千人	千人
被保険者数	33,794	1,076	3,035	457.6	69,762
老齢・退年相当	11,984	639	1,610	93.8	25,198
年金扶養比率	2.82	1.68	1.89	4.88	2.77

注1 国民年金については、分子を第1～3号被保険者数、分母を老齢基礎年金等受給権者数として算出した。

注2 保険に係る年金扶養比率は、国共済が2.21、地共済が2.42である。  
 なお、保険に係る年金扶養比率とは、制度発足前の恩給公務員期間等を引き継いだことによる影響を除いて保険制度としての年金扶養比率をみるため、年金扶養比率を、支出額から追加費用を控除した額の支出額に対する割合で除した換算値である。

一般に年金扶養比率が低いことは、賦課方式の制度にあつては被保険者の負担が大きいことを意味する。国共済と地共済の年金扶養比率が低いのは、制度発足前の恩給公務員期間等が加入期間とみなされるため、年金扶養比率の分母が多くなっていることが一因と思われる。しかし、国共済と地共済の場合、制度発足前の恩給公務員期間等に係る分が全額事業主(国又は地方公共団体等)負担であつて、保険料負担となっていないことから、他制度に比べて負担が大きいとは必ずしもいえない。

年金扶養比率の推移をみると(図表2-4-2、2-4-3)、各制度とも一貫して低下してきている。特に私学共済で低下幅が大きく、被保険者の適用拡大により被保険者数が大きく増加した平成14年度を除き、毎年度0.2ポイント以上低下する状況であったが、17年度、18年度はそれぞれ0.12ポイント、0.14ポイントの低下となり、これまでに比べ低下幅が小さかった。厚生年金も比較的低下幅が大きく、毎年度概ね0.2ポイント前後の低下という状況であったが、平成16年度以降は被保険者数が増加した影響で、0.1ポイント以下の低下に留まっている。一方、国共済や地共済では、毎年度0.1ポイント未満の低下となっており、低下幅が小さい。

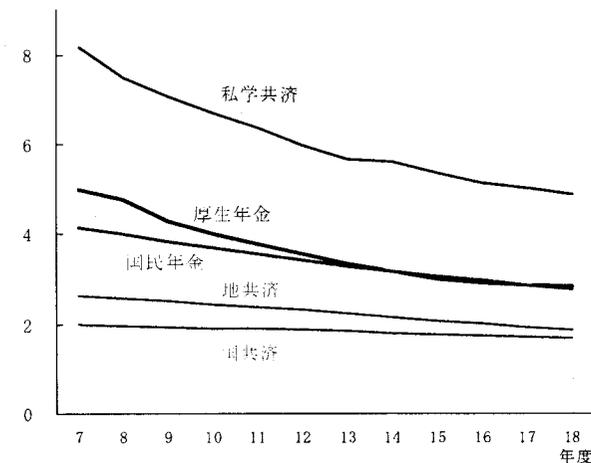
図表2-4-2 年金扶養比率の推移

年度末	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金
平成7	4.98	1.99	2.64	8.15	4.15
8	4.76	1.97	2.59	7.47	4.00
9	4.28	1.95	2.52	7.06	3.83
10	4.01	1.92	2.45	6.70	3.69
11	3.79	1.91	2.40	6.36	3.57
12	3.57	1.89	2.32	5.98	3.43
13	3.33	1.85	2.24	5.65	3.29
14	3.17	1.81	2.16	5.60	3.16
15	3.00	1.76	2.09	5.34	3.05
16	2.91	1.73	2.00	5.14	2.96
17	2.87	1.71	1.95	5.02	2.87
18	2.82	1.68	1.89	4.88	2.77

対前年度増減差	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金
8	△0.22	△0.02	△0.05	△0.67	△0.15
9	△0.48	△0.02	△0.07	△0.41	△0.17
10	△0.27	△0.03	△0.07	△0.37	△0.13
11	△0.23	△0.01	△0.05	△0.34	△0.12
12	△0.21	△0.02	△0.07	△0.37	△0.14
13	△0.24	△0.04	△0.09	△0.33	△0.13
14	△0.16	△0.04	△0.07	△0.05	△0.13
15	△0.16	△0.05	△0.08	△0.26	△0.11
16	△0.10	△0.03	△0.08	△0.21	△0.09
17	△0.04	△0.02	△0.06	△0.12	△0.09
18	△0.05	△0.02	△0.06	△0.14	△0.10

注 国民年金については、分子を第1～3号被保険者数、分母を老齢基礎年金等受給権者数として算出した。

図表2-4-3 年金扶養比率の推移



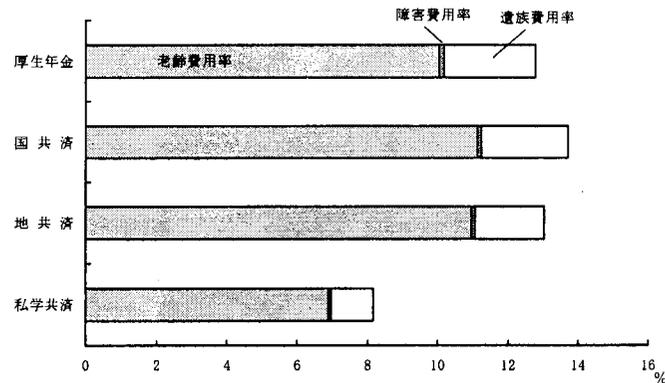
平成18年度の年金種別費用率をみると(図表2-4-4、2-4-5)、厚生年金の老齢費用率、障害費用率、遺族費用率は、それぞれ10.0%、0.2%、2.6%、国共済は11.1%、0.1%、2.5%、地共済は11.0%、0.1%、2.0%、私学共済は6.9%、0.1%、1.2%となっている。

図表2-4-4 年金種別費用率 -平成18年度-

区分	厚生年金	国共済	地共済	私学共済
	%	%	%	%
老齢費用率	10.0	11.1	11.0	6.9
障害費用率	0.2	0.1	0.1	0.1
遺族費用率	2.6	2.5	2.0	1.2
(参考:総合費用率)	17.8	17.6	16.8	12.0

注 厚生年金は決算ベースであり、厚生年金基金による代行分を含まない。

図表2-4-5 年金種別費用率 -平成18年度-



各制度の年金種別費用率の推移は、図表2-4-6のとおりである。

また、年金種別費用率の総合費用率に対する構成割合の推移をみたものが、図表2-4-7である。老齢費用率の構成割合をみると、ここ数年、厚生年金で減少し、私学共済で増加する傾向となっている。なお、総合費用率は、老齢費用率、障害費用率、遺族費用率、その他(拠出金)の費用率に分解されるため、年金種別費用率の構成割合は、その他の費用率の影響を受けることに留意する必要がある。

図表2-4-6 年金種別費用率の推移

年度	厚生年金			国共済		
	老齢費用率	障害費用率	遺族費用率	老齢費用率	障害費用率	遺族費用率
	%	%	%	%	%	%
平成14	<11.5>	<0.2>	<2.8>	<14.5>	<0.1>	<2.9>
15	10.0	0.2	2.4	11.3	0.1	2.3
	<12.0>	<0.2>	<2.9>	<15.1>	<0.2>	<3.1>
16	10.2	0.2	2.5	10.8	0.1	2.2
	<12.2>	<0.3>	<2.9>	<14.5>	<0.1>	<3.0>
17	10.2	0.2	2.5	10.5	0.1	2.2
	<12.2>	<0.2>	<3.0>	<14.0>	<0.1>	<3.0>
18	10.0	0.2	2.6	11.1	0.1	2.5
	<12.0>	<0.2>	<3.1>	<14.9>	<0.2>	<3.3>

年度	地共済			私学共済		
	老齢費用率	障害費用率	遺族費用率	老齢費用率	障害費用率	遺族費用率
	%	%	%	%	%	%
平成14	<11.6>	<0.1>	<1.8>	<8.3>	<0.1>	<1.4>
15	9.6	0.1	1.5	6.3	0.1	1.1
	<12.7>	<0.1>	<2.0>	<8.5>	<0.1>	<1.5>
16	10.0	0.1	1.6	6.5	0.1	1.1
	<13.3>	<0.1>	<2.1>	<8.8>	<0.1>	<1.5>
17	10.4	0.1	1.8	6.7	0.1	1.2
	<13.9>	<0.1>	<2.4>	<8.9>	<0.1>	<1.6>
18	11.0	0.1	2.0	6.9	0.1	1.2
	<14.6>	<0.2>	<2.6>	<9.2>	<0.1>	<1.6>

注1 平成15年度以降は「総報酬ベース」の数値である。また、<>内は「標準報酬月額ベース」の数値である。

注2 厚生年金は決算ベースであり、厚生年金基金による代行分を含まない。

図表2-4-7 年金種別費用率の総合費用率に対する構成割合の推移

年度	厚生年金			国共済		
	老齢費用率	障害費用率	遺族費用率	老齢費用率	障害費用率	遺族費用率
	%	%	%	%	%	%
平成14	58.1	1.0	13.9	65.4	0.7	13.0
15	58.0	0.9	13.8	64.9	0.7	13.1
16	57.5	0.9	14.1	63.1	0.6	13.0
17	57.1	0.9	14.3	62.6	0.6	13.4
18	56.3	0.8	14.5	63.3	0.6	14.0

年度	地共済			私学共済		
	老齢費用率	障害費用率	遺族費用率	老齢費用率	障害費用率	遺族費用率
	%	%	%	%	%	%
平成14	66.3	0.7	10.4	58.1	0.6	10.2
15	66.7	0.7	10.5	56.1	0.6	9.8
16	64.6	0.7	10.4	56.6	0.6	9.9
17	64.1	0.7	11.1	56.8	0.6	10.0
18	65.2	0.7	11.6	57.3	0.6	10.1

注 厚生年金は決算ベースであり、厚生年金基金による代行分を含まない。

(3) 総合費用率

平成18年度の総合費用率は、厚生年金が最も高く17.8%、次いで国共済17.6%、地共済16.8%、私学共済12.0%の順となっている(図表2-4-8、2-4-9)。

なお、平成15年度から総報酬制が導入され、「報酬」の中に賞与も含まれるようになったため、標準報酬総額が使われる総合費用率、独自給付費用率等は、平成15年度前と以後とは接続しないことに留意する必要がある。本稿では、過去との比較のため、参考として、平成15年度以降の標準報酬月額ベースでの率も併記している。

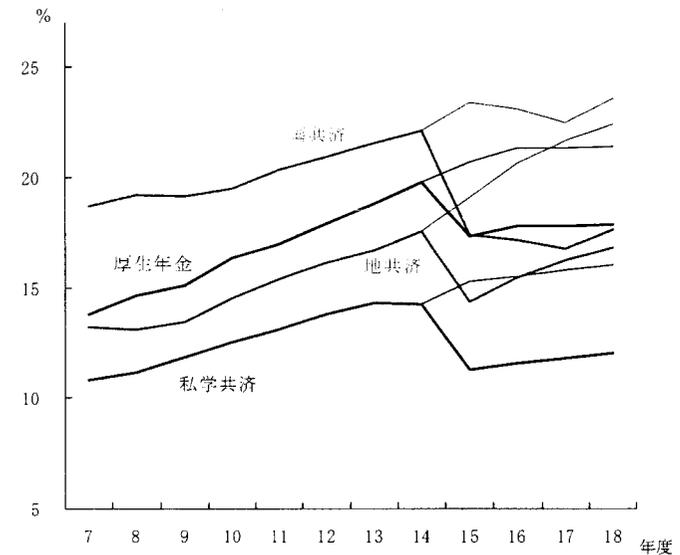
図表2-4-8 総合費用率の推移

年度	厚生年金	国共済	地共済	私学共済
	%	%	%	%
平成7	<13.7>	<18.7>	<13.2>	<10.8>
8	<14.6>	<19.2>	<13.1>	<11.2>
9	<15.1>	<19.1>	<13.5>	<11.8>
10	<16.3>	<19.5>	<14.5>	<12.5>
11	<17.0>	<20.3>	<15.4>	<13.1>
12	<17.9>	<20.9>	<16.1>	<13.8>
13	<18.8>	<21.5>	<16.7>	<14.3>
14	<19.8>	<22.1>	<17.5>	<14.2>
15	17.3	17.4	14.4	11.3
16	<20.7>	<23.3>	<19.1>	<15.2>
17	17.8	17.1	15.4	11.5
18	<21.3>	<23.0>	<20.6>	<15.5>
	17.8	16.7	16.2	11.8
	<21.3>	<22.4>	<21.6>	<15.7>
	17.8	17.6	16.8	12.0
	<21.3>	<23.5>	<22.4>	<16.0>
対前年度増減差				
8	<0.9>	<0.5>	<△0.1>	<0.4>
9	<0.5>	<△0.1>	<0.4>	<0.7>
10	<1.2>	<0.3>	<1.1>	<0.7>
11	<0.6>	<0.9>	<0.8>	<0.6>
12	<0.9>	<0.6>	<0.8>	<0.7>
13	<0.9>	<0.6>	<0.6>	<0.5>
14	<1.0>	<0.6>	<0.8>	<△0.1>
15	...	...	...	...
16	<0.9>	<1.2>	<1.6>	<1.0>
17	0.5	△0.2	1.1	0.3
18	<0.6>	<△0.3>	<1.5>	<0.3>
	0.0	△0.4	0.8	0.2
	<0.0>	<△0.6>	<1.0>	<0.3>
	0.0	0.9	0.6	0.2
	<0.1>	<1.1>	<0.8>	<0.2>

注1 <>は標準報酬月額ベースである。

注2 厚生年金は決算ベースであり、厚生年金基金による代行分を含まない。図表3-3-4参照。

図表2-4-9 総合費用率の推移



注 細線は標準報酬月額ベースである。

総合費用率の推移をみると、各制度とも概ね上昇傾向にある。厚生年金の総合費用率は、標準報酬月額ベースでみると、平成7年度の13.7%から平成16年度の21.3%（総報酬ベースでは17.8%）まで、9年間で7.6ポイントと大きく上昇した。その後は、総報酬ベース、標準報酬月額ベースともに横ばいとなっている。また、私学共済では、被保険者の適用拡大の影響で標準報酬総額が大きく伸びた平成14年度を除き、上昇傾向が続いている。

国共済の総合費用率は、平成15年度まで上昇傾向にあり高い水準で推移してきたが、平成16年度、17年度と2年連続で低下し、18年度には再び上昇した。この2年連続の低下の要因は、平成16年度から国共済と地共済の財政単位の一元化に伴う財政調整拠出金制度が導入され、地共済から国共済へ財政調整拠出金が拠出されている（16年度は1年度分の2分の1に相当する額、17年度以降は1年度分）ことにある。この財政調整拠出金（16年度708億円、17年度1,172億円、18年度808億円）により、国共済の実質的な支出の規模が縮小し、総合費用率（総報酬ベース）

は平成16年度で1.0ポイント程度、17年度で1.7ポイント程度、18年度で1.1ポイント程度低く抑えられており、財政調整の影響を除けば上昇傾向が続いていると考えられる。

一方、地共済の総合費用率は、財政調整拠出金の拠出により、平成16年度で0.3ポイント程度、17年度で0.5ポイント程度、18年度で0.4ポイント程度高くなっており、16、17年度の上昇幅が大きかった要因の一つとなっている。また、地共済ではここ数年、標準報酬総額の減少幅が大きくなっており、総合費用率の上昇に寄与している。

総合費用率の上昇は、主に分子の「実質的な支出－国庫・公経済負担」が増加する一方で、分母の標準報酬総額が減少する、又は増加しても分子ほど増加しないことによる(図表2-4-10)。

分子の「実質的な支出－国庫・公経済負担」の推移をみると、財政調整拠出金収入の影響等で国共済が平成16年度、17年度に減少している以外は、各制度とも年々増加を続けている。平成18年度の対前年度増減率をみると、厚生年金2.2%増、国共済4.7%増、地共済1.7%増、私学共済3.3%増となっており、国共済での増加が大きい。これに対し、分母の標準報酬総額は、厚生年金2.0%増、国共済0.4%減、地共済1.7%減、私学共済1.3%増となっており、国共済、地共済で減少している。その結果、平成18年度の総合費用率は、国共済が0.9ポイント、地共済が0.6ポイント、私学共済が0.2ポイント上昇し、厚生年金が横ばいとなった。

図表2-4-10 総合費用率、独自給付費率の分子、分母

年度	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	対前年度増減率			
					厚生年金	国共済	地共済	私学共済
	億円	億円	億円	億円	%	%	%	%
<b>A 実質的な支出－国庫・公経済負担(総合費用率の分子)</b>								
7	167,090	9,411	22,208	1,774	8.2	4.6	1.3	5.4
8	180,857	9,848	22,486	1,870	7.0	0.8	4.4	7.6
9	193,579	9,926	23,479	2,012	7.5	2.6	9.2	7.6
10	208,061	10,187	25,640	2,164	1.7	5.4	6.4	6.1
11	211,624	10,739	27,287	2,296	4.7	5.7	4.3	6.9
12	221,574	11,350	28,470	2,454	4.4	3.6	3.5	4.7
13	231,240	11,759	29,479	2,570	5.6	1.7	4.4	5.1
14	244,147	11,960	30,775	2,700	3.4	3.1	6.5	8.7
15	252,364	12,334	32,763	2,936	3.4	△1.8	6.3	3.3
16	260,875	12,118	34,843	3,033	1.4	△2.4	3.7	3.0
17	264,486	11,822	36,147	3,125	2.2	4.7	1.7	3.3
18	270,344	12,376	36,743	3,226				
<b>B 実質的な支出－国庫・公経済負担－基礎年金拠出金(国庫・公経済負担分除く)(独自給付費率の分子)</b>								
7	120,321	7,662	17,307	1,232	9.2	4.7	0.2	5.9
8	131,444	8,026	17,334	1,305	8.1	0.0	4.6	9.3
9	142,131	8,027	18,132	1,426	7.4	1.4	9.9	8.1
10	152,632	8,137	19,935	1,542	0.1	5.0	6.3	5.5
11	152,801	8,547	21,191	1,627	5.2	5.2	3.8	5.7
12	160,726	8,994	22,002	1,719	5.3	4.0	4.1	5.4
13	169,208	9,354	22,905	1,812	5.3	1.4	4.9	5.4
14	178,173	9,480	24,037	1,911	3.1	2.7	7.0	9.5
15	183,707	9,736	25,725	2,093	3.0	△4.2	6.4	0.4
16	189,165	9,331	27,374	2,101	1.1	△2.5	5.5	3.8
17	191,240	9,094	28,868	2,181	1.2	6.3	2.5	4.1
18	193,616	9,669	29,583	2,271				
<b>C 基礎年金拠出金(国庫・公経済負担分除く)</b>								
7	46,770	1,749	4,901	542	5.7	4.1	5.1	4.2
8	49,413	1,822	5,152	565	4.1	4.2	3.8	3.8
9	51,449	1,898	5,347	586	7.7	8.0	6.7	6.2
10	55,430	2,050	5,705	623	6.1	7.0	6.9	7.5
11	58,823	2,192	6,096	669	3.4	7.5	6.1	9.9
12	60,848	2,356	6,469	735	1.9	2.1	1.6	3.1
13	62,032	2,405	6,574	758	6.4	3.1	2.5	4.2
14	65,974	2,479	6,738	789	4.1	4.8	4.4	6.7
15	68,657	2,599	7,038	842	4.4	7.2	6.1	10.6
16	71,710	2,787	7,469	932	2.1	△2.1	△2.6	1.3
17	73,246	2,728	7,278	943	4.8	△0.8	△1.6	1.2
18	76,728	2,707	7,160	955				
<b>D 標準報酬総額(総合費用率・独自給付費率の分母)</b>								
7	<1,215,248>	<50,431>	<168,207>	<16,431>	<1.7>	<1.8>	<2.0>	<1.9>
8	<1,235,867>	<51,314>	<171,635>	<16,745>	<3.7>	<1.1>	<1.7>	<1.5>
9	<1,281,286>	<51,893>	<174,521>	<17,004>	<△0.7>	<0.9>	<1.0>	<1.6>
10	<1,272,631>	<52,368>	<176,293>	<17,279>	<△1.9>	<0.9>	<0.8>	<1.3>
11	<1,247,826>	<52,854>	<177,712>	<17,500>	<△0.6>	<2.8>	<△0.7>	<1.6>
12	<1,240,660>	<54,319>	<176,426>	<17,777>	<△0.7>	<0.5>	<0.0>	<1.3>
13	<1,231,930>	<54,583>	<176,435>	<18,016>	<0.1>	<△1.0>	<△0.5>	<5.5>
14	<1,233,692>	<54,065>	<175,486>	<19,005>	...	...	...	...
15	1,458,725	71,088	228,236	26,076	<△1.2>	<△2.2>	<△2.2>	<1.4>
16	1,468,506	70,717	225,979	26,263	0.7	△0.5	△1.0	0.7
17	1,487,083	70,654	222,616	26,495	<0.6>	<△0.5>	<△1.5>	<1.5>
18	1,516,357	70,337	218,829	26,827	1.3	△0.1	△1.5	0.9
	<1,266,562>	<52,631>	<164,165>	<20,189>	<1.3>	<0.3>	<△1.1>	<1.4>

注1 厚生年金の平成8年度以前は旧三共済を、平成13年度以前は旧農林年金を含まない。  
 注2 地共済の標準報酬総額及び1人当たり標準報酬額は、総報酬ベース若しくは標準報酬月額ベースに換算した場合の額である。  
 注3 <>は、標準報酬月額ベースの値である。

前述のように、総合費用率は、完全な賦課方式（積立金及びその運用収入がない）で財政運営を行う場合の保険料率に相当する。

総合費用率と保険料率の推移をみると（図表2-4-11）、平成18年度では各制度とも総合費用率が保険料率より高い状況であり、当年度の費用を賄うのに、保険料に加え運用収入等を充てている状況である。

なお、厚生年金の総合費用率は決算ベースであり、厚生年金基金による代行分を含んでいないことに留意する必要がある。

図表2-4-11 総合費用率と保険料率の推移

年度	厚生年金		国共済		地共済		私学共済	
	総合費用率	保険料率	総合費用率	保険料率	総合費用率	保険料率	総合費用率	保険料率
平成	%	%	%	%	%	%	%	%
7	<13.7>	16.5	<18.7>	17.44	<13.2>	15.84	<10.8>	12.8
8	<14.6>	17.35	<19.2>	18.39	<13.1>	16.56	<11.2>	12.8
9	<15.1>	17.35	<19.1>	18.39	<13.5>	16.56	<11.8>	13.3
10	<16.3>	17.35	<19.5>	18.39	<14.5>	16.56	<12.5>	13.3
11	<17.0>	17.35	<20.3>	18.39	<15.4>	16.56	<13.1>	13.3
12	<17.9>	17.35	<20.9>	18.39	<16.1>	16.56	<13.8>	13.3
13	<18.8>	17.35	<21.5>	18.39	<16.7>	16.56	<14.3>	13.3
14	<19.8>	17.35	<22.1>	18.39	<17.5>	16.56	<14.2>	13.3
15	17.3	13.58	17.4	14.38	14.4	12.96	11.3	10.46
16	17.8	13.934	17.1	14.509	15.4	13.384	11.5	10.46
17	17.8	14.288	16.7	14.638	16.2	13.738	11.8	10.814
18	17.8	14.642	17.6	14.767	16.8	14.092	12.0	11.168

- 注1 総合費用率欄の<>は標準報酬月額ベースである。
- 注2 厚生年金の総合費用率は決算ベースであり、厚生年金基金による代行分を含まない。
- 注3 保険料率は、平成14年度以前は標準報酬月額ベース、平成15年度以降は総報酬ベースの数値であり、本人負担分の2倍を掲げた。また、年度の途中で保険料率が引き上げられた場合には、引上げ後の保険料率を掲げた。
- 注4 厚生年金の被保険者のうち、坑門員及び船員の保険料率、日本鉄道、日本電信電話及び日本たばこ産業の各旧共済組合の適用法人及び指定法人であった適用事業所に使用される被保険者に係る保険料率、農林漁業団体等の適用事業所に使用される被保険者に係る保険料率については、図表2-1-5に掲げる率である。

（厚生年金相当部分に係る総合費用率）

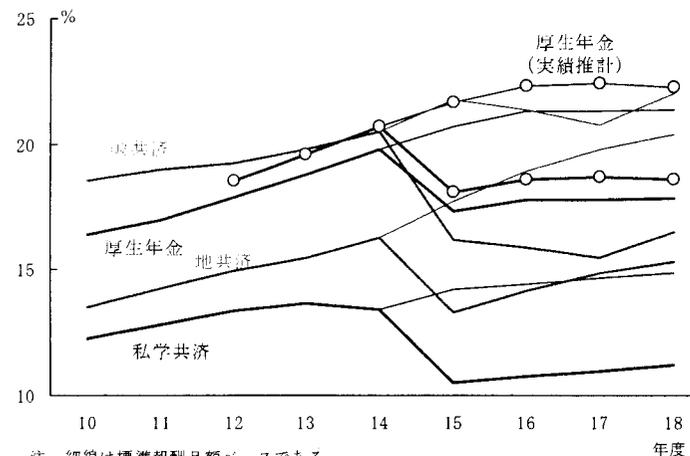
共済年金には、厚生年金にない「職域部分」があるため、制度間で総合費用率を比較する際には、同じ給付条件にした場合で比較することも必要である。このため、各共済について、職域部分を除いた「厚生年金相当部分」に係る総合費用率をみると（図表2-4-12、図表2-4-13）、平成18年度では、厚生年金（実績推計）の18.6%に比べ、国共済は2.1ポイント、地共済は3.3ポイント、私学共済は7.4ポイントそれぞれ低くなっている。これは、国共済、地共済については、厚生年金に比べ1人当たり標準報酬額が高いことが、私学共済については、厚生年金に比べ年金扶養比率が高い（換言すると、成熟が進んでいない）ことなどが要因であると考えられる。

図表2-4-12 厚生年金相当部分に係る総合費用率の推移

年度	国共済	地共済	私学共済	厚生年金	
	実績(推計)	実績(推計)	実績(推計)	実績	実績推計
平成	%	%	%	%	%
10	<18.5>	<13.5>	<12.3>	<16.3>	
11	<19.0>	<14.2>	<12.8>	<17.0>	
12	<19.2>	<15.0>	<13.4>	<17.9>	<18.5>
13	<19.8>	<15.5>	<13.7>	<18.8>	<19.6>
14	<20.5>	<16.3>	<13.4>	<19.8>	<20.7>
15	16.2	13.3	10.5	17.3	18.1
	<21.7>	<17.7>	<14.2>	<20.7>	<21.7>
16	15.9	14.2	10.7	17.8	18.6
	<21.4>	<18.9>	<14.4>	<21.3>	<22.3>
17	15.5	14.9	11.0	17.8	18.7
	<20.8>	<19.8>	<14.7>	<21.3>	<22.4>
18	16.5	15.3	11.2	17.8	18.6
	<22.0>	<20.4>	<14.9>	<21.3>	<22.3>

- 注1 厚生年金の実績推計については、用語解説「厚生年金の実績推計」の項を参照のこと。
- 注2 <>は標準報酬月額ベースの値である。
- 注3 ここでは、①職域部分を除いた給付費として、旧法（昭和60年改正前）共済年金については一定割合を乗じることによって算出した額を、新法共済年金については年度末の決定年金額を用い、②国庫負担、追加費用は給付費按分で推計した額を用いて算出している。

図表2-4-13 厚生年金相当部分に係る総合費用率の推移



注 細線は標準報酬月額ベースである。

(4) 独自給付費用率、基礎年金費用率

平成18年度の独自給付費用率は、厚生年金が12.8%、国共済が13.7%、地共済が13.5%と10%を超える率となっている一方で、私学共済は8.5%と低くなっている(図表2-4-14、2-4-15)。

図表2-4-14 独自給付費用率の推移

年度	厚生年金	国共済	地共済	私学共済
平成	%	%	%	%
7	<9.9>	<15.2>	<10.3>	<7.5>
8	<10.6>	<15.6>	<10.1>	<7.8>
9	<11.1>	<15.5>	<10.4>	<8.4>
10	<12.0>	<15.5>	<11.3>	<8.9>
11	<12.2>	<16.2>	<11.9>	<9.3>
12	<13.0>	<16.6>	<12.5>	<9.7>
13	<13.7>	<17.1>	<13.0>	<10.1>
14	<14.4>	<17.5>	<13.7>	<10.1>
15	12.6	13.7	11.3	8.0
	<15.1>	<18.4>	<15.0>	<10.9>
16	12.9	13.2	12.1	8.0
	<15.4>	<17.7>	<16.2>	<10.7>
17	12.9	12.9	13.0	8.2
	<15.4>	<17.2>	<17.3>	<11.0>
18	12.8	13.7	13.5	8.5
	<15.3>	<18.4>	<18.0>	<11.3>
<b>対前年度増減差</b>				
8	<0.7>	<0.4>	<△0.2>	<0.3>
9	<0.5>	<△0.2>	<0.3>	<0.6>
10	<0.9>	<0.1>	<0.9>	<0.5>
11	<0.3>	<0.6>	<0.6>	<0.4>
12	<0.7>	<0.4>	<0.5>	<0.4>
13	<0.8>	<0.6>	<0.5>	<0.4>
14	<0.7>	<0.4>	<0.7>	<△0.0>
15	...	...	...	...
	<0.6>	<0.9>	<1.3>	<0.8>
16	0.3	△0.5	0.8	△0.0
	<0.4>	<△0.7>	<1.2>	<△0.1>
17	△0.0	△0.3	0.9	0.2
	<△0.0>	<△0.5>	<1.1>	<0.3>
18	△0.1	0.9	0.6	0.2
	<△0.1>	<1.1>	<0.8>	<0.3>

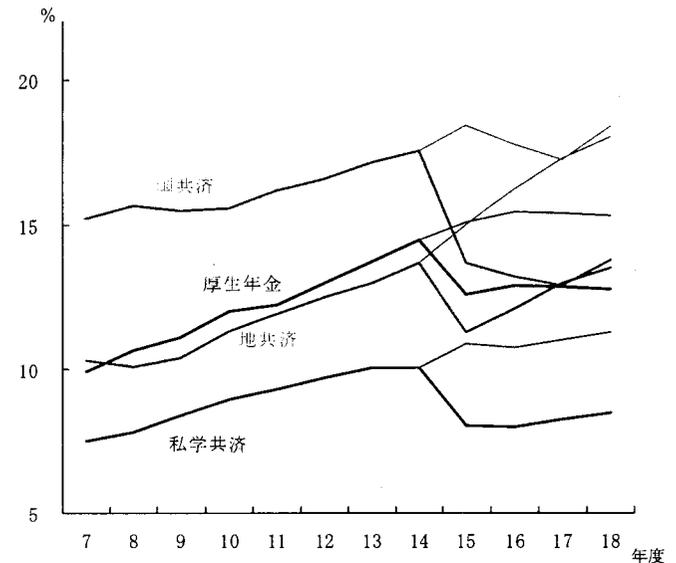
注1 <>は標準報酬月額ベースである。

注2 厚生年金は決算ベースであり、厚生年金基金による代行分を含まない。図表3-3-6参照。

国共済、地共済間では、平成16年度から開始された財政調整拠出金制度により、両制度の独自給付費用率を同じにするように「費用負担平準化のための財政調整」が行われている。この財政調整は平成17年度から満年度化しており、これに伴い、17年度、18年度の両制度の独自給付費用率はほぼ同程度となっている。

独自給付費用率の推移をみると、近年では、厚生年金が横ばい、地共済、私学共済が上昇傾向となっている。国共済は、平成16年度、17年度に、財政調整拠出金制度の導入の影響(16年度は1年度分の2分の1に相当する額、17年度以降は1年度分)で低下したが、その影響を除くと概ね上昇傾向にある。対前年度増減差をみると、平成18年度は、国共済が0.9ポイント、地共済が0.6ポイント、私学共済が0.2ポイントの上昇となる一方、厚生年金が0.1ポイントの低下となっている。

図表2-4-15 独自給付費用率の推移



注 細線は標準報酬月額ベースである。

基礎年金費用率は、厚生年金が最も高く 5.1%、次いで国共済 3.8%、私学共済 3.6%、地共済 3.3%の順となっている（図表 2-4-16、2-4-17）。基礎年金費用率が制度間でこのように異なるのは、1人当たり標準報酬額や第2号・第3号被保険者の比率が制度間で異なることによる（図表 2-2-11、2-1-21）。

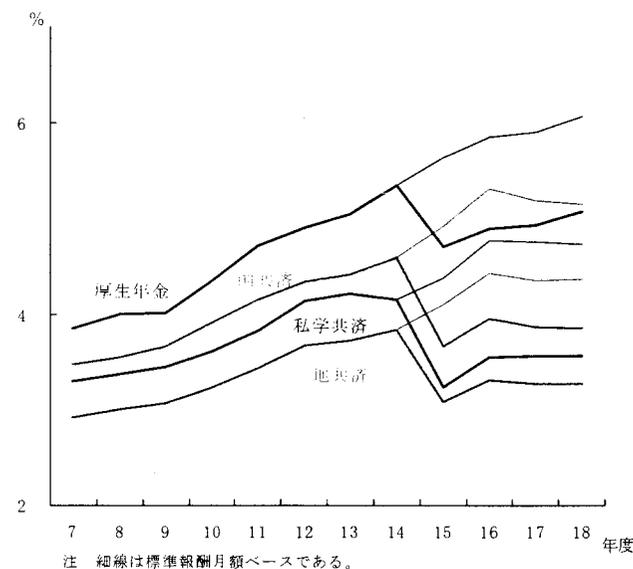
平成 17 年度と比べると、各制度ともほぼ横ばいとなっている。

図表 2-4-16 基礎年金費用率の推移

年度	厚生年金	国共済	地共済	私学共済
平成	%	%	%	%
7	<3.8>	<3.5>	<2.9>	<3.3>
8	<4.0>	<3.6>	<3.0>	<3.4>
9	<4.0>	<3.7>	<3.1>	<3.4>
10	<4.4>	<3.9>	<3.2>	<3.6>
11	<4.7>	<4.1>	<3.4>	<3.8>
12	<4.9>	<4.3>	<3.7>	<4.1>
13	<5.0>	<4.4>	<3.7>	<4.2>
14	<5.3>	<4.6>	<3.8>	<4.2>
15	4.7	3.7	3.1	3.2
	<5.6>	<4.9>	<4.1>	<4.4>
16	4.9	3.9	3.3	3.5
	<5.8>	<5.3>	<4.4>	<4.8>
17	4.9	3.9	3.3	3.6
	<5.9>	<5.2>	<4.4>	<4.8>
18	5.1	3.8	3.3	3.6
	<6.1>	<5.1>	<4.4>	<4.7>
対前年度増減差				
8	<0.1>	<0.1>	<0.1>	<0.1>
9	<0.0>	<0.1>	<0.1>	<0.1>
10	<0.3>	<0.3>	<0.2>	<0.2>
11	<0.4>	<0.2>	<0.2>	<0.2>
12	<0.2>	<0.2>	<0.2>	<0.3>
13	<0.1>	<0.1>	<0.1>	<0.1>
14	<0.3>	<0.2>	<0.1>	<△0.1>
15	...	...	...	...
	<0.3>	<0.3>	<0.3>	<0.2>
16	0.2	0.3	0.2	0.3
	<0.2>	<0.4>	<0.3>	<0.4>
17	0.0	△ 0.1	△ 0.0	0.0
	<0.0>	<△0.1>	<△0.1>	<△0.0>
18	0.1	△ 0.0	0.0	△ 0.0
	<0.2>	<△0.0>	<0.0>	<△0.0>

注 <>は標準報酬月額ベースである。

図表 2-4-17 基礎年金費用率の推移



(5) 収支比率 一時価ベースで各制度とも上昇

平成18年度の収支比率を簿価ベースで比較すると、厚生年金が最も高く114.8%、次いで国民年金（国民年金勘定）114.6%、国共済95.6%、地共済80.0%、私学共済76.1%の順である（図表2-4-18）。厚生年金と国民年金（国民年金勘定）は収支比率が100%を超えているが、これは、実質的な支出のうち自前で財源を用意しなければならない部分が、保険料収入と運用収入の合計より多く、積立金の取崩し等、その他の収入により賅っていることを示している。

また、時価ベースでみると、厚生年金が107.0%、国民年金が109.8%で、簿価ベースと同様100%を超えている。その他の制度では、いずれも収支比率が100%を下回っている。

収支比率の推移をみると、簿価ベースでは各制度とも上昇傾向にあったが、平成17年度には被用者年金各制度で、18年度には厚生年金と地共済で低下している。

また、時価ベースでみると、平成17年度にはすべての制度で大きく低下したが、18年度にはともに大きく上昇している。この時価ベースの収支比率の動きは、分母である「保険料収入+運用収入」が運用収入等の変動を受けて大きく増減する一方で、分子の「実質的な支出-国庫・公経済負担」が相対的に小幅な動きに留まっているという近年の状況の中では、主として分母の動きの影響を大きく受けたものとなっている（図表2-4-10A欄、2-4-18、2-4-19）。時価ベースの「保険料収入+運用収入」は、各制度とも平成17年度に大幅に増加した後、18年度に大幅に減少しており、このことが収支比率の動きに反映されている。

図表2-4-18 収支比率の推移

年度	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金 (国民年金勘定)
平成	%	%	%	%	%
7	69.0	75.1	57.0	55.3	72.5
8	72.4	76.0	57.2	58.4	59.1
9	73.8	75.7	57.7	60.6	71.7
10	80.5	80.8	63.2	64.4	75.6
11	84.9	85.1	64.5	67.3	75.3
12	91.0	89.3	72.6	74.3	80.2
13	97.2	95.2	78.1	79.2	89.2
	[102.4]	[101.4]			[93.6]
14	104.7	97.2	84.3	83.0	96.7
	[119.2]	[100.6]		[108.2]	[108.5]
15	117.2	98.0	89.3	86.2	97.6
	[98.3]	[91.3]	[70.2]	[82.8]	[85.7]
16	123.8	98.3	93.5	86.8	103.1
	[112.7]	[96.9]	[83.1]	[78.6]	[95.6]
17	120.8	93.0	82.7	74.0	109.0
	[90.4]	[79.1]	[57.9]	[65.5]	[87.6]
18	114.8	95.6	80.0	76.1	114.6
	[107.0]	[96.4]	[83.4]	[73.2]	[109.8]
対前年度増減差					
8	3.4	0.9	0.2	3.2	△13.4
9	1.3	△0.2	0.4	2.1	12.6
10	6.8	5.1	5.5	3.9	3.9
11	4.3	4.3	1.3	2.8	△0.3
12	6.1	4.3	8.1	7.0	4.9
13	6.2	5.8	5.5	4.9	9.0
14	7.6	2.1	6.1	3.8	7.5
	[16.9]	[△0.8]			[14.9]
15	12.5	0.7	5.1	3.2	0.9
	[△20.9]	[△9.3]		[△25.3]	[△22.8]
16	6.6	0.3	4.2	0.6	5.5
	[14.4]	[5.6]	[12.9]	[△4.3]	[9.9]
17	△3.0	△5.3	△10.8	△12.8	5.9
	[△22.3]	[△17.7]	[△25.2]	[△13.0]	[△7.9]
18	△6.1	2.7	△2.8	2.1	5.6
	[16.6]	[17.3]	[25.5]	[7.7]	[22.2]

注1 [ ]内の数値は、時価ベースである。

注2 厚生年金は決算ベースであり、厚生年金基金による代り分を含まない。図表3-3-7参照。

注3 国共済の時価ベースは、平成10年度82.0、11年度82.0、12年度95.5となっている。

図表 2-4-19 収支比率の分母（保険料収入＋運用収入）の推移

年度	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金 (国民年金勘定)
平成	億円	億円	億円	億円	億円
7	242,200	12,529	38,980	3,209	21,435
8	249,767	12,959	39,300	3,199	22,505
9	262,469	13,105	40,721	3,323	22,858
10	258,315	12,609	40,570	3,359	23,084
11	249,384	12,623	42,327	3,413	23,261
12	243,579	12,704	39,211	3,304	22,507
13	237,967	12,356	37,729	3,244	21,800
	[225,901]	[11,593]			[20,783]
14	233,105	12,299	36,526	3,254	20,855
	[204,765]	[11,887]		[2,497]	[18,587]
15	215,310	12,588	36,676	3,406	21,149
	[256,657]	[13,513]	[46,672]	[3,545]	[24,108]
16	210,662	12,328	37,269	3,495	20,398
	[231,471]	[12,509]	[41,935]	[3,860]	[22,009]
17	218,882	12,713	43,703	4,225	20,837
	[292,477]	[14,937]	[62,463]	[4,768]	[25,931]
18	235,542	12,939	45,957	4,242	21,003
	[252,624]	[12,836]	[44,081]	[4,408]	[21,917]
対前年度増減率 (%)					
8	3.1	3.4	0.8	△ 0.3	5.0
9	5.1	1.1	3.6	3.8	1.6
10	△ 1.6	△ 3.8	△ 0.4	1.1	1.0
11	△ 3.5	0.1	4.3	1.6	0.8
12	△ 2.3	0.6	△ 7.4	△ 3.2	△ 3.2
13	△ 2.3	△ 2.7	△ 3.8	△ 1.8	△ 3.1
14	△ 2.0	△ 0.5	△ 3.2	0.3	△ 4.3
	[△9.4]	[2.5]			[△10.6]
15	△ 7.6	2.4	0.4	4.7	1.4
	[25.3]	[13.7]		[42.0]	[29.7]
16	△ 2.2	△ 2.1	1.6	2.6	△ 3.6
	[△9.8]	[△7.4]	[△10.1]	[8.9]	[△8.7]
17	3.9	3.1	17.3	20.9	2.2
	[26.4]	[19.4]	[48.9]	[23.5]	[17.8]
18	7.6	1.8	5.2	0.4	0.8
	[△13.6]	[△14.1]	[△29.4]	[△7.6]	[△15.5]

注1 [ ]内の数値は、時価ベースである。  
 注2 厚生年金の平成8年度以前は旧三共済を、平成13年度以前は旧農林年金を含まない。  
 注3 私学共済の保険料収入には都道府県補助金を含む。  
 注4 国共済の時価ベースは、平成10年度12,423億円、11年度13,104億円、12年度11,884億円となっている。

(6) 積立比率

平成 18 年度の積立比率を時価ベースで比較すると、地共済が最も高く 10.6、次いで私学共済 10.3、国共済 7.1、厚生年金 4.9、国民年金（国民年金勘定）3.8 の順となっている（図表 2-4-20）。平成 18 年度は、厚生年金、国共済、国民年金で、17 年度に比べ低下している。

また、時価ベースでは、厚生年金 5.2、国共済 7.4、地共済 11.2、私学共済 10.8、国民年金 4.0 となっている。平成 17 年度に比べ、地共済と私学共済で上昇、厚生年金で横ばい、国共済と国民年金で低下している。

図表 2-4-20 積立比率の推移

年度	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金 (国民年金勘定)
平成					
7	6.3	7.4	12.2	12.9	4.1
8	6.2	7.4	12.8	13.0	5.2
9	6.1	7.6	13.0	12.7	4.8
10	6.0	7.7	12.6	12.4	4.9
11	6.2	7.6	12.4	12.3	5.1
12	6.1	7.3	12.4	11.9	5.2
13	5.9	7.3	12.3	11.7	5.0
14	5.6	7.2	12.0	11.4	4.9
	[5.5]	[7.3]			[4.8]
15	5.5	7.0	11.4	10.7	4.8
	[5.2]	[7.1]	[11.2]	[10.8]	[4.6]
16	5.3	7.2	10.9	10.5	4.7
	[5.2]	[7.3]	[10.9]	[10.6]	[4.6]
17	5.2	7.4	10.5	10.3	4.3
	[5.2]	[7.5]	[10.7]	[10.6]	[4.3]
18	4.9	7.1	10.6	10.3	3.8
	[5.2]	[7.4]	[11.2]	[10.8]	[4.0]
対前年度増減差					
8	△ 0.1	△ 0.0	0.6	0.1	1.1
9	△ 0.1	0.3	0.2	△ 0.3	△ 0.4
10	△ 0.1	0.1	△ 0.4	△ 0.3	0.1
11	0.1	△ 0.2	△ 0.2	△ 0.2	0.3
12	△ 0.1	△ 0.2	0.0	△ 0.3	0.1
13	△ 0.2	△ 0.0	△ 0.1	△ 0.2	△ 0.2
14	△ 0.3	△ 0.1	△ 0.3	△ 0.3	△ 0.1
15	△ 0.2	△ 0.2	△ 0.6	△ 0.7	△ 0.1
	[△0.3]	[△0.2]			[△0.2]
16	△ 0.2	0.1	△ 0.6	△ 0.2	△ 0.1
	[△0.0]	[0.2]	[△0.3]	[△0.1]	[0.0]
17	△ 0.1	0.2	△ 0.3	△ 0.2	△ 0.4
	[0.0]	[0.2]	[△0.2]	[△0.0]	[△0.3]
18	△ 0.3	△ 0.3	0.0	0.0	△ 0.5
	[△0.0]	[△0.1]	[0.5]	[0.2]	[△0.3]

注1 [ ]内の数値は、時価ベースである。  
 注2 厚生年金は決算ベースであり、厚生年金基金による代行分を含まない。図表3-3-10参照。  
 注3 国共済の時価ベースは、平成11年度7.7、12年度7.5、13年度7.4となっている。

(7) 財政指標でみた各制度の特徴

最後に、年金扶養比率、総合費用率、独自給付費用率、収支比率、積立比率が全体としてどうなっているのか、制度相互に「レーダーチャート」で比較をしてみる(図表 2-4-21)。

ここでは、年金扶養比率は、成熟が進んだ段階である2(2人で1人を支える)を基準として、尺度を定めた。また、総合費用率は、最終的には年収の20%になるとして、グラフでは20に対する比の逆数をとった(逆数とするのは成熟が進むに連れ小さくなるようにするためである)。同様の考えで、独自給付費用率は14、収支比率は100に対する比の逆数をとった。積立比率については、成熟が進むに連れ小さくなることを考慮して尺度を定めた<sup>1)</sup>。

注 図が見易くなるようにするための処理を行っている。

結果は図のとおりで、レーダーチャートの形状は、①国共済・地共済、②厚生年金・私学共済に2分される。グループ①の国共済・地共済は、年金扶養比率のラインがグループ②に比べて突き出ている(成熟が進んでいる)とともに、積立比率のラインが突き出ている(積立金が相対的に多い)。一方、グループ②の厚生年金・私学共済は、形状は類似しているが、大きさは厚生年金の方が小さく、成熟が進んでいる。

図表 2-4-21 財政指標レーダーチャート

